

目 次

序 章	計画の基本的事項	1
第1章	教育をめぐる現状と課題	3
第2章	教育の主要課題	4
第3章	基本目標と基本的方向性	6
第4章	具体的な施策の内容	8
1	学校教育の充実	8
	(1) コミュニティ・スクールの導入と推進	
	(2) 学力向上の推進	
	(3) 豊かな心を育む教育の充実	
	(4) 健康・安全教育の推進	
	(5) 幼児教育・特別支援教育等の充実	
	(6) 教育環境の整備・充実	
2	社会教育の充実	28
	(1) 生涯を通じた多様な学習環境づくりの推進	
	(2) 教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動等による 教育力の向上	
	(3) 社会教育施設の環境整備	
3	芸術文化の振興	38
	(1) 芸術文化の振興	
	(2) 文化財の保護と活用	
	(3) 郷土への誇りと愛着を深める地域文化の継承	
4	スポーツの推進	48
	(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	
	(2) 体育施設の環境整備	
	【資料編】	53
	・ 持続可能な開発目標（SDGs）から見た二戸市教育振興基本計画	
	・ 二戸市の教育統計	
	・ 二戸市教育振興基本計画策定委員会要綱	
	・ 二戸市教育振興基本計画策定経過	
	・ 二戸市教育振興基本計画策定委員会委員	
	【二戸市教育大綱】	81

序 章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、教育基本法第17条第2項の規定（※1）に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌するとともに、第2次二戸市総合計画を踏まえ、平成28年度から令和2年度までの5か年を計画期間とする「二戸市教育振興基本計画」を策定し、本市の教育振興に関する施策に、総合的かつ計画的に取り組んできました。

今般、「第2次二戸市総合計画 前期基本計画」及び「二戸市教育振興基本計画」の計画期間が終了することから、新たに策定される「第2次二戸市総合計画 後期基本計画」との整合性を図りながら、よりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」（※2）の考え方を踏まえ、新たな「二戸市教育振興基本計画」を策定するものです。

※1 教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※2 持続可能な開発目標（SDGs Sustainable Development Goals）・・・【資料編 P54、55 参照】

2015年（平成27）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

教育に関する目標として 目標4に「質の高い教育をみんなに」として、すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会創出を促進する施策を講じることが定められている。

2 計画の性格

- （1）長期的展望に立った「二戸市総合計画」に基づき、本市教育行政の今後5年間の進むべき基本となる方向性と施策を明らかにするものです。
- （2）市民に対し、今後の市の教育行政の目指す方向性や施策の推進について周知を図るとともに、理解と協力を求めようとするものです。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間です。

4 計画の構成

二戸市教育振興基本計画は、次の4章で構成します。

第1章 教育をめぐる現状と課題

第2章 教育の主要課題

第3章 基本目標と基本的方向性

第4章 具体的な施策の内容

1 学校教育の充実

2 社会教育の充実

3 芸術文化の振興

4 スポーツの推進

【資料編】

【二戸市教育大綱】

5 公表時期

令和3年3月